

【資料1】

平成14年 活動報告

平成14年12月10日

国際知的財産保護フォーラム

1. 平成14年を振り返って

昨年10月、経済産業省経済政策局と特許庁は、「産業競争力と知的財産を考える研究会」を設置し、模倣品等知的財産権侵害品に対する対策等をはじめとした検討が開始された。同12月14日には、対策強化のための同研究会の特別提言を発表した。この提言は、わが国産業界を中心とした、被害の深刻化を指摘する声の高まりに対して、政府の総合的な模倣品等知的財産の権利侵害対策と民間企業としての取り組みの促進という、官民一体となった対策の必要性が強く求められる契機となった。

また、中国・台湾がWTO加盟により、国際的な市場経済との本格的な連携が加速する中、わが国の多様な業種の企業の国際競争力を損失させる模倣品等の問題は、質・量の拡大に加え、生産・流通・消費のみならず輸出によって地域までもが拡大の一途を辿っているという現状を踏まえ、産業界全体で、また政府とも協力して取り組むべき問題であるとの認識が高まりを見せている。

こうした動きを受け、政府の産業競争力強化への取り組みは、年明け以降さらに加速し、本年2月には小泉内閣総理大臣の諮問機関である「知的財産戦略会議」の設置が提唱され、7月3日、知的財産立国の実現に向け、海外における知的財産の適切な保護・活用等を含めた基本構想として「知的財産戦略大綱」が策定された。

このような官民挙げての模倣品等知的財産権保護強化が推し進められる中、国際知的財産保護フォーラムは、4月16日に82企業・59団体が参加し、発足した。

従前、個々の企業・業界団体によって進められてきた模倣品等権利侵害に対する政府への要望、関係国へのミッション派遣、被害調査・対策情報の交換に関し、業種横断的に一致団結して取り組むことや、政府が途上国等への支援として講じてきた国内外におけるセミナー開催・専門家派遣・人材育成研修等の施策に加え、包括的・草の根的にIPの重要性を広めること等、産業界からの要望を集約し、官民の連携のもと、知的財産権の保護を促進することを目的として、その活動を開始した。

活動初年となる平成14年は、わが国企業の被害実態を整理しつつ、当該国における知的財産権制度あるいは、エンフォースメント等の運用に関わる問題点を踏まえ、わが国政府として各国・地域政府へ交渉・要請すべき事項を取りまとめた提言の策定や、WTO TRIPS 法令レビューや貿易政策検討制度等における監視に際しての緊急提言の作成、わが国企業の被害事例等が多発し、最大の模倣品等供給国となっている中国にミッションを派遣し、中央及び地方政府への具体的要請を行い、さらに多様な業種の企業・団体による模倣品等知的財産権侵害対策の情報交換、及び途上国等における根本的な問題解決のため、IP カルチャーの国際的・包括的・草の根的な醸成に向けた具体策の検討等を行った。

以下、本年の活動について報告する。

2. メンバー数 (平成14年12月10日現在)

71団体、87企業 合計 158

3. 会 議

(1) 発足式・総会

日時：平成14年 4月16日(火) 14:00～15:00

場所：ホテルオークラ別館2階「メイプルルーム」

議事：設立建議

座長選出

座長挨拶

副座長選出、事務局決定

来賓挨拶

運営要領、活動骨子案、企画委員会メンバーの提案・報告

(2) 企画委員会

・第1回

日時：平成14年 5月16日(木) 15:00～17:20

場所：発明協会

議事：委員長選出について

主要4プロジェクトの推進について

各プロジェクトの幹事、副幹事の決定について

第1・第2・第4プロジェクトのメンバー募集について

・第2回

日時：平成14年 6月 4日(火) 15:00～17:00

場所：発明協会

議事：第1・第2・第4プロジェクトの活動開始について

第3プロジェクトのメンバー募集について

各プロジェクトの運営について

今後の企画委員会の開催について

・第3回

日時：平成14年11月18日(月) 13:00～15:00

場所：発明協会

議事：平成14年の活動報告案について

「アジア諸国・地域の知的財産権問題への対応に関する提言案」等について

平成14年総会の開催について

4. プロジェクト活動

(1) 第1プロジェクト(「模倣品問題に関する産業界からの提言」策定プロジェクト)

各国毎の被害実態等の状況整理
各国毎の的確なエンフォースメントを阻害する要因の分析
各国毎の知的財産制度・運用上の問題点を整理
各国政府に対する主要要請事項を特定、政府に提言し、二国間・多国間交渉等での対応要請

幹事：日本知的財産協会

副幹事：日本貿易振興会

メンバー：石川島建機、インターロック、荏原製作所、キヤノン、銀峯陶器、コニカ、三洋電機、資生堂、食品産業センター、セイコーエプソン、全国陶磁器意匠保護協議会、全日本文具協会、タニタ、鳴海製陶、日本印刷産業連合会、日本機械輸出組合、日本自動車工業会、日本自動車部品協会、日本照明器具工業会、日本石材産業協会、日本繊維輸出組合、日本知的財産協会、日本釣用品工業会、日本電機工業会、日本電球工業会、日本陶磁器意匠センター、日本時計協会、日本船用工業会、日本バルブ工業会、日本ベアリング工業会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本包装機械工業会、ノリタケカンパニーリミテド、パラマウントベッド、ビジ叔機械・情報システム産業協会、日立化成工業、日立金属、日立製作所、富士通、マイクロソフト、ユアサコーポレーション、ユニ・チャーム、リコー、リンナイ
以上、22社・23団体

< 活動経過 >

- ・第1回会合(6月10日)
プロジェクトの活動・運営方針について協議し、今後の作業は2つのワーキング・グループを設け、アンケート作成・実施・集計、分析・提言草案作成の推進を決定。

- ・WG - A(7月 3日) アンケートの調査内容について検討
(7月15日) アンケート調査実施
(8月 2日) アンケート回収
(8月 6日) アンケート集計

- ・WG - B(7月 3日) プロジェクトメンバーの問題点コメントをもとに作成した叩き台についての検討開始
(7月24日) 検討をもとに修正作業方針を確認

- ・WG - A・B(8月 9日)アンケート分析内容と提言の調整、第2プロジェクトへの
インプット及びWTO / TRIPS法令レビューへの参
考意見準備に向け、中国・台湾関係の作業を推進
(10月 4日)最終提言作成の進め方について協議
(10月24日)最終提言案についての検討

主な活動成果

- ・アジア等途上国におけるわが国企業の模倣品等知的財産権侵害による被害実態を網羅的に調査するためアンケートを実施し、問題点を整理した。
- ・上記アンケート結果をもとに、わが国産業界から日本政府として当該国政府へ要請すべき事項を取りまとめた提言を作成した。
- ・提言をとりまとめる過程で、わが国企業が知的財産権侵害品問題で最も被害を受けているとしている中国に対し、WTO / TRIPS法令レビュー及びTRM (Transitional Review Mechanism) レビューに際し、わが国産業界として同国の制度及び罰則・取締り等運用面について国際基準に照らし問題と思われる改善要望項目をあげ、緊急提言を経済産業省へ提出した。

(2)第2プロジェクト(外国政府への模倣品対策強化要請プロジェクト)

官民合同ミッションを中国等へ派遣、中央政府・地方政府・民間組織等と協議実施
プロジェクト1の提言に基づき、中国政府等に対し制度・運用等の改善を要請
相手国反模倣品団体等との連携関係構築

幹事：電子情報技術産業協会

副幹事：発明協会

メンバー：オムロン、コクヨ、コンテンツ海外流通促進機構(コンピュータ著作権ソフトウェア著作権協会、日本書籍出版協会、日本レコード協会)、資生堂、住友化学工業、セイコーエプソン、電子情報技術産業協会、ドアクローザ工業会、日中経済協会、日本印刷産業連合会、日本自動車工業会、日本自動車部品協会、日本自動車部品工業会、日本繊維輸出組合、日本知的財産協会、日本船用工業会、日本ベアリング工業会、日本弁理士会、日本貿易振興会、発明協会、ビジメック機械・情報システム産業協会、ブリヂストン、ポーラ化粧品本舗、マイクロソフト、マックスファクター、松下電器産業、三菱電機

以上、11社・16団体

<活動経過>

・第1回会合(7月1日)

第2プロジェクトの活動・運営等について協議し、ミッション派遣国については中国とすることを確認。今後は、ワーキング・グループを設置し、訪問先、行程の検討、募集準備、相手国・地域の問題点、具体的な要請事項の検討、相手国の反模倣品団体との連携、第1プロジェクトとの連携について検討する方針を決定。

・第2回会合(9月2日)

ワーキング・グループにおける検討、プロジェクトメンバーへの意見聴取による希望調整を踏まえ、訪問地は北京市(中央政府)、浙江省杭州市(浙江省政府)、広東省広州市(広東省政府)、訪問時期は12月1日~7日として中国側受入機関(国家経済貿易委員会)へ要請し調整することを確認。

官民合同のハイレベル少数精鋭ミッションとし、参加メンバーの募集を開始すること、今後の準備として日中経済協会主催(経済産業省後援)の知的財産権地方セミナーとの調整、第1プロジェクト実施のアンケート内容の分析及びプロジェクトメンバーによる要請内容検討、事例収集のためのヒアリング実施を決定。

・第3回会合(10月21日)

ミッションで持参する要請書作成スケジュール案を提示し、承認。各機関宛の要請ドラ

フトについては、分担してチェックすることとし分担案を提示、了承を得た。

第1次ドラフトについて、メンバーから出されたコメントにつき検討を実施。検討結果を踏まえた修正案をメンバー宛に送付することとし、地方政府向け要請書については、担当主査から進捗状況の報告を受けた。

・第4回会合（11月14日）

フォーラムミッションの実施概要を報告。全体スケジュール案、参加者、訪問先別役割分担案、要請書最終案等を提示した。訪問先別役割分担案について調整を図るとともに、要望書最終案については調整の必要な部分についての検討を行った。

フォーラム企画委員会に提出する第2プロジェクト活動報告案を提示、これまでの活動概要、及びミッションの実施概要を報告する旨、了承された。

また、ミッション派遣に係る経費負担案につき事務局から提案があり、了承された。

主な活動成果

・中国における模倣品等知的財産権侵害問題を解決するため、12月1日から7日に、「知的財産保護官民合同訪中代表団」を北京市、浙江省杭州市、広東省広州市へ派遣し、中央及びわが国企業の被害事例の多い地方政府（浙江省においては省政府、広東省においては省並びに広州市政府）関係機関に対し、わが国産業界からの具体的な要請の実施、及び今後の協調した取り組みについての意見交換を行った。

(3)第3プロジェクト(情報交換プロジェクト)

産業界のニーズに即したセミナーの開催、調査研究の実施についての政府への働きかけ
政府の実施した模倣品問題に関する調査研究の成果について、担当者との意見交換
内外の専門家との意見交換
これまで取り組んだ事例等を含む企業間・団体間での参考となる情報の可能な範囲での交換

幹事：日本貿易振興会

副幹事：日本弁理士会

メンバー：石川島播磨重工業、イトーキクレビオ、LVMH モエ ヘネシー・ルイヴィトン・
ジャポン、遠赤外線協会、岡村製作所、カネボウ、国際公正取引推進協会、国際デ
ザイン交流協会、小松製作所、シャネル、JUKI、食品産業センター、住友重機
械工業、セイコーエプソン、全国優良石材店の会、全日本ブラシ工業協同組合、全
日本文具協会、全日本ベッド工業会、東レ、日本オフィス家具協会、日本玩具協会、
日本化粧品工業連合会、日本産業機械工業会、日本繊維輸出組合、日本曹達、日本
知的財産協会、日本電機工業会、日本電気制御機器工業会、日本船用工業会、日本
ベアリング工業会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本包装機械工業会、ビジ
ン機械・情報システム産業協会、日立化成工業、日立金属、日立建機、富士ゼロックス、
ブラザー工業、ポーラ化粧品本舗、松崎、松下電工、ライオン、ワールドケミカル
以上、22社、22団体

<活動経過>

・第1回会合(6月27日)

第3プロジェクトの発足経緯等についての幹事説明と、今後の活動・運営方針につ
いての協議を行い、第2回会合以降の活動に向けて、プロジェクトメンバーのこれま
での模倣品対策への取組や情報源等の実態把握のためのアンケート実施を決定。

・第2回会合(9月6日)

アンケート集計結果の報告及び模倣品対策情報源を紹介し、今後の情報交換会の進
め方についての協議を行い、特定テーマへの要望集中がないことから当面は幹事のア
レンジにより月1回程度、各団体の取組み等情報交換会の実施を決定。

併せて、関係各官庁・機関(日本商標協会、特許庁、日本関税協会知的財産情報セ
ンター、日本知的財産協会、発明協会、日本貿易振興会)より模倣品等対策事業の内
容を紹介。

・第3回会合(10月7日)

「日本ベアリング工業会における偽造品対策」について、社団法人日本ベアリング

工業会専務理事 稲葉健次氏より紹介がなされ、意見交換等を実施。

・ 第4回会合（11月14日）

「日本船用工業会における模倣品対策及び会員企業での対策」について、社団法人日本船用工業会技術部担当部長 澤田拓也氏及びヤンマーディーゼル株式会社 CS 推進本部部品部長 古宮康司氏より紹介がなされ、意見交換等を実施。

主な活動成果

- ・ これまで、個別の企業・業界で保有されていた模倣品等知的財産権侵害対策の情報や成果についての収集整備を図るとともに、可能な限りその交換に努めるとともに、問題及びニーズの整理を図った。
- ・ 業種横断的な情報交換、研究のための枠組み構築が構築され、ニーズに則した専門家の講演、先駆的な業界の取り組み等について発表する機会を提供した。

(4)第4プロジェクト(協力プロジェクト)

海外及び国内において政府等が主催する研修会、セミナー等に関して、実効性の上がる人材育成内容の提言(カリキュラム・対象者等)を行うとともに、これに参加し、取締役官との意見交換を行い、相互信頼関係を構築
知的財産権に関する国際的・包括的・草の根的な啓蒙活動を促進
諸外国の関係機関・団体との連携・情報交換

幹事：発明協会

副幹事：日本知的財産協会

メンバー：東陶機器、日本産業機械工業会、日本繊維輸出組合、日本たばこ産業、日本知的財産協会、日本弁理士会、日本縫製機械工業会、発明協会、マイクロソフト
以上、3社・6団体

<活動経過>

・第1回会合(7月17日)

プロジェクトの活動、今後の進め方について協議するとともに、これまで政府が行ってきた人材育成協力事業の現状把握を行うため、特許庁国際課及び発明協会アジア太平洋工業所有権センターから人材育成事業の目的・全体像・研修コースの内容について、あわせて、米、欧・豪州における人材育成協力事業の概要を報告。

人材育成協力事業に関しては、中国の模倣被害を重視し、解決に向け実効性をあげる活動の内容について及び本年11月実施のWIPOジャパンファンド研修執行コースのカリキュラム内容について検討、また、IPカルチャーの普及啓発活動に関しては、IPの重要性や本質的な意義について国際的・包括的・草の根的に広めるため、対象とするターゲット層や効果的な手法を項目別に整理検討する方針を決定。

・第2回会合(8月29日)

人材育成協力事業及びIPカルチャーの普及啓発活動に関する施策案について、幹事案をもとに検討を行い、現状の問題点や当面実施すべき施策案を作成し、プロジェクトメンバーによりさらに検討する方針を決定。

・第3回会合(10月2日)

人材育成協力事業及びIPカルチャーの普及啓発活動に関する施策案について、第1プロジェクトで行われたアンケート、日本政府への提言案にどのように関連づけられるかを協議。また、WIPOジャパンファンド研修執行コースのカリキュラム、役割分担について検討。知的財産権のエンフォースメント関連、IPカルチャーの普及啓発関連について、それぞれ講義とワークショップを行うことに決定。

・第4回会合(10月31日)

人材育成協力事業及びIPカルチャーの普及啓発活動に関する提言案について、幹事案をもとに最終的な協議を行った。若干の調整の後、第1プロジェクト提言に盛り込むことを決定。また、WIPO ジャパンファンド研修執行コースについて、講師、コーディネーターが決定。研修の詳細については、各講師、コーディネーターと幹事、メンバー間で連絡を取りながら実行することで承認を得た。

また、特許庁国際課より新規のWIPO ジャパンファンド研修の提案紹介があった。

主な活動成果

- ・アジア等の途上国・地域が抱える諸問題の根本的な解決に資するものとして、各国の国民各層を対象にIPカルチャーの国際的・包括的・草の根的な醸成を図るべく、その促進策として短期的な目的から長期的な視野に至るまでの取り組みを調査検討し、当面取り組むべきと思われる具体的な施策案を取りまとめた。
- ・わが国政府が行っている人材育成協力事業に関し、産業界の要望する模倣品等知的財産権侵害問題の解決に向けた施策に反映させるべく、わが国企業の被害が顕在化している中国について、その改善のためにより実効性のあがる施策について検討し、既存の人材育成協力事業の強化・充実を実現するための施策案、今後実施を期待する新しい枠組みによる施策案、及び補助的な施策案を取りまとめた。
- ・WIPO ジャパンファンド研修「執行コース」カリキュラムの一部内容を検討し、民間企業・団体による講演として、Business Software Alliance のジェフリー・ハーディ副会長による「アジアにおけるソフトウェアの保護」、及び発明協会吉田文毅副会長・理事長による「IPカルチャーの国際的・草の根的・包括的な普及について」を行うとともに、ワークショップを通じて、途上国取締官との意思疎通を図るための意見交換を行い、良好な相互信頼関係を構築した。

5 . おわりに

本年の当フォーラムの活動は、これまで「産業競争力と知的財産を考える研究会」等でも検討がなされ、模倣品等知的財産権侵害品に対する対策強化についての特別提言においても提案されていた産業界の業種横断的な連携の枠組み作りの促進を図るとともに、1から4のプロジェクトを立ち上げ、積極的な活動を展開してきた。

すなわち各プロジェクト活動の推進により、産業界からの提言策定・訪中ミッションをはじめ、これまでの個々の企業・団体の取り組みを超え、大きな成果を挙げてきたが、各プロジェクトにおいては、今後も検討を行うものとされた課題（各国・地域別の問題整理・被害実態調査の精緻な分析を踏まえた要請事項を作成する課題、中国ミッション後の同国における被害状況フォローに関する課題、他の国・地域へのミッション派遣に関する課題、個別要望テーマによる研究会・セミナーの開催に関する課題、ノウハウ的情報の共有化促進に関する課題、及び国際的な連携によるIPカルチャーの普及啓発活動促進の課題等）について、平成15年以降も引き続き検討を進めることが必要である。

今後とも、国際情勢の変化に対応しながら、わが国企業の国際的な競争力を高めるため、模倣品等知的財産権侵害に関する諸課題について、必要な検討を進めていくこととする。